

# 「神奈川県における自治基本条例に関する検討報告書」の概要

平成 18 年 1 1 月 2 9 日  
神奈川県自治基本条例検討懇話会

## 1 自治基本条例の意義

地方分権改革を実効性のあるものとするために、県は主権者である住民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たさなければならない。このために、県政運営の制度、手続に関する「最高規範」としての自治基本条例を制定し、住民に対して、県議会、県知事及び知事を補佐する職員の責務を明示する。

## 2 神奈川県における自治基本条例

### ■ 条例の基本的性格

- ① 県民が主人公であることを明示し、県民が自らの意思に沿って広域自治体としての神奈川県を運営できるように必要な基本ルールを定めた条例。
- ② 県民にとって最も身近な市町村の自治を優先することを基本として、県と市町村との関係の基本ルールを定めた条例。
- ③ これらの点について、県政運営の最高規範であることを宣言する条例。

### (1) 条例に盛り込むべき内容

#### ■ 目的及び基本理念

- 神奈川県における自治は、県民の意思と責任に基づくと同時に、市町村の意思に応え、主体的・自立的に県政が運営されることによって、県民が望む地域社会の実現を目指して行われることを基本理念として定める。
- 自治の基本理念及びそれに基づく県政運営の基本原則や制度を定めるとともに、県民の権利・責任、並びに県知事及び県議会の責務等を定めることにより、県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福祉の向上を図ることを目的として定める。

#### ■ 県民の権利・責任

- 県政に参加する権利・責任、県が保有する県政に関する情報を知る権利及び行政サービスを等しく受ける権利があることを定める。
- 行政サービスに要する費用の負担を分担する責任があることを定める。

#### ■ 県政運営の基本原則

基本理念を実現するために、県政運営において準拠すべき基本原則を次のとおり定める。

- ① 県民による統御と参加の原則
- ② 市町村優先と市町村の県政への参加の原則
- ③ 公正性・透明性の原則
- ④ 効率性・有効性の原則
- ⑤ 連携の原則

#### ■ 県知事の責務

- 基本理念・基本原則に則り、県民の信託に応え、県民の意思に基づいた県政運営を行う責務があることを定める。
- そのために、必要な制度の整備、充実、職員の指揮監督、適切な人材の育成及び組織の運営に努める責務があることを定める。

#### ■ 県議会の責務

具体的な規定は、議会との十分な調整により次の視点で検討されるべきである。

- 二元代表制の下、県議会は、県知事とチェック・アンド・バランスの関係にあること。
- 多様な県民意見を調整・集約・反映する役割を果たすために県民に対して透明性を高めること。
- 自治体の自己決定権の拡大に伴い県議会の役割・責任の重要性が増していること。

#### ■ 県職員の責務

県民の代表機関である県知事及び県議会の意思の下に、基本理念・基本原則、それらに基づく制度等の下で職務を遂行する責務があることを定める。

#### ■ 県政運営の基本原則に基づく制度等

- ① 県民の参加機会の保障
  - ・ 県民がその意思を県政にできる限り反映させることができるよう、政策の立案、実施及び評価の過程において意見を提案し、県と対話・協議できる県民参加の多様な機会を確保しなければならないことを定める。
  - ・ 政策の立案に際しては、県民の参加機会の時期及び方法は、予め公表されることを定める。
- ② 県民投票
  - ・ 県民が県民生活にかかわる県政上の重要事項について、その意思を直接表明できるよう、県民投票制度を設けることを定める。
  - ・ 県知事及び県議会は、県民投票の結果を尊重することを定める。
  - ・ 県民の発議権、投票資格者など制度の具体的な内容は、別に条例で規定す

ることを定める。

③ 市町村の県政への参加と連携協力

- ・ 県民が地域の実情に即した行政サービスを迅速かつ適切に享受できるよう、市町村と県との適切な役割分担の下、連携協力し、また、県知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当である事務については、市町村との協議を経てできる限り移譲することを定める。
- ・ できる限り、市町村の意思に応える県政を実現するために、市町村に関わる県の重要な政策の立案、実施及び評価等の過程において、市町村が住民の意思に基づく意見を提案できる機会を確保すべきであることを定める。
- ・ そのために、市町村の首長・議会と県との常設の協議機関を別に条例で設けることを定める。

④ 民間活動との連携協力

- ・ 様々な公共的な課題を解決するため、特定非営利活動法人その他の民間団体及び民間事業者等が主体的に公共的な活動を行うことができるよう、県はそれらの民間活動を尊重し、適切な役割分担の下で、連携協力することを定める。
- ・ 民間の自発的な公共的活動が積極的に推進されるよう、県は、環境整備を行うことを定める。

⑤ 他の自治体との連携協力

県民が広域的な公共的課題を解決し、より質の高い公共サービスを楽しむよう、県は、他の自治体との連携協力に努めることを定める。

⑥ 情報公開・提供

- ・ 県民が県政に参加するために必要な情報を容易に把握できるよう、県は県民に分かりやすく、積極的な情報提供に努めなければならないことを定める。
- ・ 県民の求めに応じて、行政文書の公開を適正に行うことを定める。
- ・ 県民が県の保有する個人情報の取扱いに関し権利利益を侵害されないよう、適切な措置を講じることを定める。

⑦ 行政手続の明確化

県民が県の処分、行政指導等の行政の行為によって不当に権利利益を侵害されないよう、その手続に関し共通する事項を定め公表し、行政手続を明確化することを定める。

⑧ 総合計画

- ・ 県民がその意思に基づく長期的な県政運営を展望できるよう、政策の基本方向を定めた総合計画の策定を県に義務付けることを定める。
- ・ 県民及び市町村には、総合計画の策定等に当たって、参加の機会が確保され、その意思は尊重されなければならないことを定める。
- ・ 総合計画に基づく政策の実施状況が公表されなければならないことを定める。

⑨ 財政運営

- ・ 県民が行政サービスを適切に享受できるよう、総合計画に定める政策方針に沿い、中長期的な展望に立って、財源の効率的・効果的活用を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならないことを定める。
- ・ 県民が財政状況を的確に把握できるよう、県は分かりやすく公表しなければならないことを定める。

⑩ 政策の評価

- ・ 県民が効率的で質の高い公共サービスを享受できるよう、適切に政策の評価が行われ、公表されなければならないことを定める。
- ・ 政策の評価の結果が政策立案や予算編成等に反映されるよう努めなければならないことを定める。

⑪ 国への提案

県民の意思に基づいた県政の推進、そのための県の自立性の一層の確保や、国の所管事項について県民福祉の向上を図るため、国に対して、法律の制定等の政策、制度の改善等に関する提案を積極的に行わなければならないことを定める。

(2) 条例の構成例  
別紙のとおり

3 今後の課題

- 事後救済制度の充実化
- 県民投票制度の確立
- 県と市町村との協議機関の詳細設計      ほか

## 条例の構成例

前文

目的

県民のための県政の確立 県民の権利の保障 県民福祉の向上

基本理念

県民のための県政運営による県民が望む地域社会の実現

県民の権利・責任

- ・ 県政に参加する権利・責任
- ・ 負担を分担する責任
- ・ 県政情報を知る権利
- ・ 行政サービスを享受する権利

県政運営の基本原則

県民による統御と参加の原則

市町村優先と市町村の県政への参加の原則

公正性・透明性の原則

効率性・有効性の原則

連携の原則

県知事の責務

県議会の責務

県職員の責務

県政運営の基本原則に基づく制度等

- ・ 県民の参加機会の保障
- ・ 県民投票
- ・ 市町村との役割分担及び権限移譲
- ・ 市町村の県政参加
- ・ 情報公開・提供
- ・ 行政手続の明確化
- ・ 総合計画の策定等
- ・ 財政運営
- ・ 政策の評価
- ・ 民間活動との連携協力
- ・ 他の自治体との連携協力
- ・ 国への提案

最高規範

最高規範性